

第46回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成23年7月8日（金）14:59～16:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出 席 者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、阿藤委員、安部委員、井伊委員、首藤委員、
椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、
総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調
査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部
統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局
情報政策課長、日本銀行調査統計局経済統計課統計整備グループ企画役、東
京都総務局統計部長

【報告者】

逢坂総務大臣政務官

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府
大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、
千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計法の施行状況について
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第46回「統計委員会」を開催いたします。

本日は、縣委員、宇賀委員、佐々木委員が所用のため御欠席でございます。津谷委員は遅れていらっしゃると思います。

本日は、総務省から逢坂総務大臣政務官にも出席していただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に本日用意されております資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容と今回併せて確認させていただきます。

本日はまず、総務大臣から平成22年度統計法の施行状況報告を受けることとしております。資料1-1がその写しです。

なお、統計法施行状況についての審議は基本計画部会に付託されることとなりますので、具体的な審議、質疑応答等については、本日の統計委員会終了後に開催される基本計画部会で行う予定です。

また、資料1-2は昨年度の法施行状況報告に関わる審議の結果、委員会として意見を提出した事項の対応状況を取りまとめたいただいた資料です。

本日はこのほか、議事の(2)部会の審議状況として、産業統計部会から「農業経営統計調査の変更」の審議状況について資料2により、匿名データ部会から「労働力調査に係る匿名データの作成」の審議状況について資料3により御報告いただく予定です。

また、審議の(3)その他の関係で、東日本大震災に関連した基幹統計調査の変更承認の状況について参考4により総務省から御説明いただきます。

最後になりますけれども、シンポジウムの開催について参考5により紹介させていただきます。

○樋口委員長 それでは、早速議事に入ります。

まず「統計法の施行状況報告」につきまして、最初に平成22年度統計法施行状況報告について、逢坂総務大臣政務官から提出をお願いいたします。

(報告書手交)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、逢坂総務大臣政務官より、一言ご挨拶をお願いします。

○逢坂総務大臣政務官 総務大臣政務官の逢坂誠二と申します。

樋口委員長を始め統計委員会の皆様には、本当に大変お世話になっております。

お聞きしますと、月に1回、あるいは下部の会合を含めると月に2度も3度も委員の皆様には色々と御議論いただいているということで心からお礼申し上げます。

私、実は、学生時代、統計という講義もとったことがあるのですけれども、その先生は、授業も非常に面白かったのでありますけれども、試験の答案にちゃんと答えて成績がよければそれはそれで優をもらえるのですが、試験の答案に答えなくても大学の寮歌の歌詞を1番から最後まで間違わずに全部書くとそれでも優という、非常に変わった先生でありました。しかしながら、私は、その先生に統計の細かいことはともかくとして、統計の考え方は何かという随分と大きな理念をたたき込まれたような記憶がございます。

私自身、理科系の学生でありましたので、基本となるデータをないがしろにすると、すべての実験が狂ってしまうわけでありまして、社会における統計というのは、まさに実験における基礎データと同じようなものでありまして、このところをしっかりとしなければ大きな国づくりを誤るということになると思っておりますので、統計の重要性については私なりに強く認識をさせていただいているところでございます。

しかも、この統計データというのは、基本的には国家のものというよりも国民全体のものであるということが非常に重要なポイントであろうと思っておりますので、是非、委員の先生方にはこの統計に重要さ、勿論、人一倍御認識いただいていることと思っておりますけれども、更に日本の統計がよりよいものになるように御尽力賜りたいと思っております。

今般、今、提出いたしました統計法施行状況報告でございますけれども、統計法が変わりましてから2回目ということになるわけでございます。是非この内容について十分また御精査をいただいて、日本の統計がよくなる方向へ向かっての御議論をいただきたいと思っております。

もう一点でございますが、3月11日に今回大震災が発生をいたしました。この大震災が発生した後も、実はこの統計データが非常に大きな活躍をしております。例えば、原子力発電所を中心として半径10km、20km、30km圏内にどの程度の住民の方がお住まいになっているか。これはまさに統計データが基礎になってそういうことが世の中にわかるわけでありまして、あるいはまた、今回、津波によって多くの地域が浸水いたしました。海水につかったわけでありまして、海水面積がどの程度であり、そこにどういう方々がお住まいになっているか。これも統計データがなければわからないことでありまして、そういうものをベースにしてまたこれから、今まさに震災の復旧・復興に向かっているところでございます。

ので、こうした今回の震災においても統計データが極めて有効に機能しているということも私から報告をさせていただきたいと思います。

終わりになりますけれども、これからは是非、委員の先生方にはこの統計制度がよりよいものになっていくように、またいろいろな御議論をいただきまして、我々にアドバイス、示唆をいただければ、そのことをお願い申し上げまして、簡単ですけれども、ご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、総務省から施行状況報告の概要についてお願いします。

○池川総務省政策統括官 ただ今提出をさせていただきました「統計法施行状況報告」、冊子になったものを資料1-1として、お配りしていますが、これについて御説明を申し上げます。

2枚ほどめくっていただきまして、目次がございます。これを御覧いただきながら、全体構成から御報告をしたいと思います。

先程の、政務官のお話にありましたように、2回目の報告ということでございまして、構成といたしましては昨年ものを基本的に踏襲しております。継続性ということでございまして、具体的には目次左側の方に（本編）とございます。基本計画の推進の状況、公的統計の作成、提供利用状況など、統計法の条文ごとの施行状況を概括したものでございます。

右下の方に（別編）とございます。基本計画に定められました個々の施策ごとの各府省の推進状況を取りまとめたものでございます。

1枚おめくりいただきますと（資料編）がありますが、（本編）（別編）に関連する資料を取りまとめたものでございます。

昨年と異なる点といたしましては、お戻りいただきまして、2ページ、3ページのところになりますが、（本編）の「I 平成22年度における主な動き」を新たに起こしてございます。国民の方々に22年度の動き、ポイントをわかりやすくということで新たに書いたものでございますけれども、まだまだこなれていないところもございます。今後、更に工夫をして参りたいと思っております。

以上が全体の構成でございます。

次に、施行状況の内容を御説明いたします。

7ページの先ほど申し上げました、今回新たに起こしました「平成22年度における主な

動き」というところを御覧いただきながらポイントを順次、御説明したいと思います。

まず、基本計画の推進の部分でございます。

基本計画期間の2年目ということで、帯グラフがございますが、基本計画の196の事項のうち、189事項が着手済みとなっております。未着手のものが7事項ございますけれども、いずれも着手のための状況や前提となるものが整っていない等々ございまして、まだ未着手となっているものでございます。

その下に公的統計の作成とございます。

統計の指定、承認、統廃合の事項でございますけれども、まず、基幹統計の指定でございます。ここにありますように、重要な加工統計として新たに基幹統計に指定されたものとしまして、産業連関表、鉱工業指数及び生命表がございます。

いずれも加工統計でございまして、従前から作成されていたものでございますが、加工統計でございますので、従前の統計法では対象外になっていましたが、新たな統計法の下で法の対象となって参ったものでございます。今般の指定によりまして作成、提供の透明性が一層高まるものと期待されるところでございます。

一般統計調査の関係でございますけれども、4行目辺りでしょうか、新規に行われることになったものが14件あるということが書かれてございます。

その2行ほど下にございますけれども、削減されたもの、これは統廃合したものでございますけれども、22件の削減が行われているということでございます。

その下の帯グラフを御覧いただきますとわかりますように、平成22年度末で基幹統計・一般統計調査と合わせまして322統計になったということでございます。

次に、統計基準の設定でございます。

新たに5番目の統計基準といたしまして、平成22年度に「季節調整法の適用に当たっての統計基準」を新たに設定させていただいたところでございます。

次に、右上の方でございます。調査票情報の利用及び提供の関係でございます。

(1) がオーダーメイド集計、(2) が匿名データの作成、提供ということでございます。

オーダーメイド集計の方は、表にありますように、対象となる調査数、集計の実績、いずれも平成21年度に比ばまして大きく拡大しているところでございます。

他方、匿名データでございますけれども、その表にございますように、匿名データの提供実績は倍近く伸びているのですが、対象となる調査数は4調査ということで変わっていないところでございます。ただ、御承知のように国民生活基礎調査や労働力調査につきま

して、統計委員会の御審議をいただきながら提供の準備が進められているところでございますので、23年度報告ではこの数が増えて参るものと期待をしております。

8ページの下です。東日本大震災に係る統計データの提供でございます。

ただ今政務官の方からお話ございましたように、3月11日に発生いたしました東日本大震災に対応しまして、各府省、震災対応に係る情報を共有しながら被災状況の把握、早期の復興に資する統計データを提供して参ったところでございます。政務官から縷々お話ございましたので、それ以上のことは申すものを持っておりませんが、現地の方からお話を伺いますと、地方の行政機関のみならず、現地の民間の方々も特別集計された統計情報を活用されて大いに役立てていただいたということで、高く評価していただいているということでございます。

施行状況報告につきまして、詳細をまた別途の場でいろいろと御説明をする場があると思いますので、この程度にとどめたいと思います。

この報告に関しては、以上でございます。

次にお手元の資料1-2というのがお手元にあるかと思えます。表題は「平成21年度統計法施行状況報告に係る統計委員会意見への対応状況」でございまして、昨年、施行状況報告の御審議をいただきまして、2件ほど各府省の方に御意見を頂戴したところでございます。それに対しましての各府省の取組みの状況を御報告するものでございます。

クリップを外していただきますと、ゼムクリップで2つの冊子が出てまいります。

1件目は、「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」に関するものでございまして、担当は内閣府でございます。もう一件が、「ビジネスレジスターの構築・利活用」に関するものでございまして、担当府省は総務省ということになっております。

この内容につきましては、またそれぞれの担当の方から詳しく御報告をさせていただく機会があるようでございますので、内容につきましては割愛をさせていただきたいと思えます。

駆け足となりましたけれども、御説明は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

参考資料が配付されておりますが、参考資料1のところでございますとおりに、法律の施行の状況に関する事項の審議は、基本計画部会の所掌となっておるということでございますので、本件につきましては、基本計画部会に付託することにしたと思います。

同部会は、本日この後、開催される予定でございますので、そこで御議論いただくということにしたいと考えております。

逢坂総務大臣政務官、お忙しいところどうもありがとうございました。

○逢坂総務大臣政務官 どうもありがとうございました。

それでは、皆様、お世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

では、失礼いたします。

(逢坂総務大臣政務官退席)

○樋口委員長 それでは、次の議題に移ります。

産業統計部会の審議状況につきまして、廣松部会長から御報告をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、お手元の資料2に基づきまして、産業統計部会の審議状況につきまして御報告をいたします。

農業経営統計調査、以下「農経調」と略しますが、その変更につきましては、6月3日の3回目の部会を開催し、個別の論点についてすべて審議を終えました。また、先週金曜日の7月1日に開催をいたしました4回目の部会におきまして、答申案についての審議を行いました。その細部につきましては、現在、事務局と調整をしておりますので、答申案につきましては、再来週の22日に開催されます統計委員会にお諮りしたいと存じます。

したがって、本日は、農経調に関する審議の3回目の部会であり、第27回の部会の結果概要について御報告をしたいと思います。

なお、5月16日に開催いたしました、第26回の部会につきましては、前回の統計委員会において既に口頭で御報告しておりますので、今回は配付資料のみとさせていただきます。

それでは、お手元の資料2の4ページからでございますが、御覧いただければと思います。

6月3日に行いました、第3回目の部会、通算いたしますと第27回ですが、まず最初に、第26回の部会で宿題とされていた事項について、農林水産省から回答がなされました。その概要が4ページの5のところでございます。このうち、資料の5、(1)の1つ目の丸でございますが、その辺を中心に御説明をしたいと思います。

今回の計画では、農林水産省は、任意組織経営体、つまり、法人化していない組織経営体に関わる調査について、水田作を集落営農として行っている経営体に重点化して実施することとしております。これに対しまして、調査対象から除外されることになる集落営農以外の任意組織経営体について、その動向を引き続き把握することが必要ではないかという意見が出されました。

これにつきまして、農林水産省から任意組織経営体については、規模拡大の意向がほと

んど見られないなど、注目すべき特徴的な点が余り見られないこと。また農林水産省のマンパワーが限られており、母集団情報の整備のために限られたマンパワーを配分することは極めて困難であるという回答がなされました。この点に関しては、一応、部会として了承をいたしました。

引き続きまして、個別の論点の審議でございます。

第27回の部会では、それまでの部会で議論いたしました個別論点の残りである調査票の分割、調査方法の多様化、報告者への還元資料の充実について議論をいたしました。

まず、(2)ア、調査票の分割です。具体的には、農経調の調査票の1つであります経営台帳は、経営体の資産状況や、損益状況などについて報告を求める調査票ですが、現行では、個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体という3つの経営体ごとに報告事項が異なるにも関わらず、1冊の冊子として配付されております。これは経営台帳に関する調査が基本的に職員の聞き取りによって行われる他計方式によって実施されていたためでございます。しかしながら、この調査票についても、協力の得られる経営体については、自計方式を導入していることもあり、その場合、報告者からすれば、書かなくてもいい部分が相当程度ある調査票を受け取ることになり、負担感の軽減が必要と考えられます。

このような状況を受けて、今回、経営体の区分ごとに調査票を分割する。したがって、別の冊子にするということでございますが、その計画に関しましては適当と判断をされました。

続きまして、4ページの一番下のイ、調査方法の多様化のところでございます。

農林水産省におきましては、前回の統計委員会の答申の中で示されました課題に対応するために、昨年、施行調査を実施し、その上で今回の調査計画の立案をしております。

方向性を一言で申し上げますと、調査方法、特に回答方法の多様化ということになるかと思えます。

資料の5ページでございますが、具体的な変更点についてはこの後、御説明をいたします。

回答方法の多様化につきましては、5ページの5行目にありますとおり、調査方法が多様化するほど調査票に関わる審査負担が増加するのではないかという心配が指摘されました。

これにつきましては、農林水産省の方から、今まで職員が報告者のもとに頻繁に出向いで対応してきたのに対し、マンパワーの問題から手厚い対応ができなくなっていること。そこで回答方法を多様化し、関連する資料を幅広く提供していただくことにより、報

告者への訪問回数や訪問時間も短縮でき、審査の効率化が図れるという回答がなされました。

今回計画されている回答方法の多様化につきましては、資料の見出しにも掲げておりますとおり、新たな方法として大きく2つございます。

1つは、決算書類等の活用、もう一つは、オンライン化の導入でございます。そして、従来から行われている方法の改善として、郵送調査の促進でございます。

まず、1つ目の決算書類等の活用についてですが、これは、協力が得られる報告者から、決算書類等を郵送等によって提供いただき、農林水産省の職員が調査票に転記する方法を導入するというところでございます。これにつきましては、報告者負担の軽減というような観点から、適当と判断をいたしました。

また、2つ目の調査のオンライン化についても適当とされましたが、幾つか指摘された点がございます。2つ目の矢印のところにありますとおり、報告者がパソコンにより調査票を作成するインセンティブが十分設けられているのかという点や、2つ目の「・」でございしますが、オンライン報告を促進するためにどのような対応をとるのかについて質問がなされました。これらに対してまして、農林水産省からは、調査票作成のために農林水産省が貸与する普及会計ソフトにより、青色申告の申告書も作成することができること。農林水産省の職員が報告者のもとに出向く際に、機会あるごとにオンライン報告が可能であることの周知を行うという回答がなされました。

従前から行われている方法であります郵送調査の更なる促進につきましては、農林水産省から郵送による報告を促進するための取組みを現在も行っており、今後より一層、郵送による報告の上昇を見込まれているというような説明があり、適当と判断をいたしました。

個別論点の最後でございしますが、6ページのウにございしますが、報告者への還元資料の充実です。農経調は一度報告者に選定されますと5年間報告を行うという、報告者負担の大変大きい調査でございします。それを踏まえまして、前回の答申において、調査への協力を促進する有効な方策として、集計結果などの報告者への還元について検討することが示されております。今回これを踏まえまして、農林水産省では、報告者の要望を聴取し、全国統一フォーマットによって対応するという計画が示されました。この点に関しましても、適当と判断をいたしました。

以上で個別の論点の審議をすべて終え、先ほど御紹介いたしましたとおり、答申案の審議を7月1日に行いました。

なお、それ以外に6ページの下半分のところがございますが、この部会の審議の中でも

東日本大震災の対応について、例えば茨城県の風評被害など、更には現在、調査対象から外さざるを得ない地域についての今後の復興状況について、今後、別の調査等で十分把握し、それを公表していくということで、農林水産省の方から意見をいただきました。

以上が第27回の部会の概要でございますが、答申案をまとめるための最終部会については、今、申し上げましたとおり、先週の金曜日、7月1日開催をいたしました。その結果の答申案につきましては、22日の委員会にお示しをいたしますので、御審議のほど、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上で産業統計部会の概要報告を終わらせていただきます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、産業統計部会の委員の皆様におかれましては、引き続き御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、次の部会、匿名データ部会の審議状況につきまして、椿部会長から御報告をお願いいたします。

○椿委員 それでは、資料3「匿名データ部会の審議状況について」を使いまして報告させていただきます。

1 ページめくっていただきますと、平成23年6月7日に「第7回匿名データ部会」を開催しまして、労働力調査に関する匿名データ作成についての審議を行いました。この審議状況を報告する次第でございます。

会議は、これはいつも行うことでございますけれども、まず、事務局から匿名データ部会の運営等について説明があった次第です。匿名データ部会は詳細な内容が公表されるということはないという状況になっております。方法論的に秘匿すべきことがあるという状況でございます。

次に、労働力調査に関わる匿名データの作成につきまして、総務省から説明がありました。事務局から前回の統計委員会で頂戴しました意見、今回の部会に欠席されました黒田専門委員からの意見、それから実は、日本経済学会が2007年に発表した提言と要望ということに関しての紹介があった次第です。それに続きまして、最後に私から論点メモ案というものをお示しして、それに対する意見照会、あるいは個別の論点に沿っての審議を行った次第です。

各委員から頂戴いたしました主要な意見ということを報告させていただきます。

1 ページの下の方にございますけれども、まず実は、地域区分に関する意見ということ。これは今回かなり大きな論点になると予想していたところですが、今回の匿名データが地域区分を全国1区分とする計画となっているということに対して意見を求めたところ。これに関しましては、まず、1 ページの最後にございますように、他の調査項目の匿名化措置は、地域区分を全国であることを前提に考えているが、地域区分を全国から更に細かくした場合、いわゆる調査項目の匿名化措置の条件をどのように考えればよいかということについて検討しなければならないということ。

1 ページめくっていただきまして、一方で、研究上の有用性を考えたときに、地域表彰を余り粗くすると意味がなくなってしまう。一方、産業分類がわかって、地域分類がわかってしまうと匿名性というのは非常に難しくなるのではないかという、非常に難しいという意見が出されました。

更に、本調査の集計に当たっても都道府県別の場合は四半期単位でしか公表していないにも関わらず、今回、提供する匿名データで月次で地域ないしは都道府県別まで提供するというのはなかなか難しいのではないか。今回、全国一本というのは致し方がないというような意見も出たところです。第7回の匿名データ部会は労働力調査に関しては最初の部会でございますので、次回以降、利用者の観点からの論点がないかについて再度確認していきたいという形でまとめさせていただきました。

2 番目のイの項でございますけれども、同一年齢の子どもの数に関する意見ということです。

今回の匿名化に当たっては、15歳未満の世帯員について同一年齢階級に3人以上いる世帯のレコードを削除するというようにしております。これに対しまして、年齢階級の幅が4年刻みから2年刻みまで異なっていること。0.5%基準の対象として高齢者のみの世帯も含んでいること。多くの場合、関心となるのはワークライフバランスにおける保育サービスや母親の就業が問題となってくることなどを考えると、本当に各年齢階層に3人以上の子どものいる世帯のレコードを全部削除してしまってもよいのか。例えば年齢階層を少し粗くして、0～6歳をまとめると、削除対象を減らせる可能性があると思われるので確認をしたいという意見がございました。

この意見に対しまして、総務省に対して若干、作業の要することですので、次回の部会までに年齢階層を逆に0～6歳と粗くした場合のレコード削除の状況がどうなるか。あるいはワークライフバランス上関心のある20～49歳までの有配偶者女性世帯などだけを抜き出した場合の子どもの数と世帯数の関係を示した資料の作成をお願いした次第です。

次に、ウの項でございます。

15歳以上の世帯員の年齢に関する意見としましては、85歳以上というのをトップコーディングすることについて、これは妥当ではないかということの意見を頂戴しました。一方で、年齢の階級でございますけれども、5歳階級のグルーピングということに関して問題提起があって、常にこれを各歳刻みにできないかということがあるわけですが、これは非常に厳しいのではないかと。また、2歳ごと、3歳ごとに分けるということ、もう少し細かくするということも考えられるけれども、これも必然性がない。どちらかというところ恣意的ではないかということで、年齢階級をどう分けるかについては少し議論すべき、やはり論点としておくべきではないかということがございました。

もう一ページめくっていただきまして、一方で国際的にも5歳階級で切っていることもあり、恐らくこの状況でユーザーのニーズが果たせるのではないかという意見もあった次第です。

次に、エの月末1週間に仕事をした時間ということに関する問題でございます。現在、原案では90時間以上という状況とトップコーディングすることになっております。これに対しまして意見がありまして、90時間以上、相当な時間数働いているということに関しては、外観識別性はそれほど高くないのではないかと、これを少し議論すべきではないかということです。一方、ごく少数の、ある意味で非常にバイアスがかかりかねないような情報についてはトップコーディングをした方が望ましいという賛成意見もあった次第でございます。

次のオの項、事業の種類（産業）及び本人の仕事の種類（職業）に関する意見でございますけれども、これにつきましては、先ほどの地域を1区分にするという話とかなり関係性があるのではないかと。ということです。

今回の産業分類に関する考え方は、特に製造業に関しては非常に細かく出していくということで、ここまで必要かという話は確かにあるであろうと。一方で、これを幾つか統合して新たな分類を作成するというものも、本調査でやっている集計結果との比較可能性、比較関係の上で問題が起こりそうな気がする。したがって、産業分類等の考え方は現時点ではやむを得ないと考えると。

ただ、一方で、中分類ではなくて大分類ではどうかといった意見とか、産業構造を分析するために産業をより細かく見ることも考えられることから産業分類について中分類でよいと思われる。非常に幅広い意見があったところです。

一方で、先ほど少し申し上げましたけれども、産業分類をむしろ見直して、大分類のよ

うなものを使った場合には、全国1地域にすると地域区分の方の項目の秘匿措置を緩和できるのではないかという論点を追加できるのではないかということもありまして、次回以降、産業分類を粗くした場合に地域区分をもう少し細かくできる可能性があるのかどうかも含めて資料を提出していただいで検討したいという形になった次第です。

次に、カの項です。前月欄の情報に関するという問題です。

これは前月欄の情報というもの、ある意味で時間的にマッチングに関わる情報になってくるわけですが、もし地域区分が全国1つになるのならば、前月欄の情報についてはもう少し公表が可能ではないのか、情報を加えていただきたいという意見がある一方で、従業上の地位と産業、あるいは従業者数をクロスしてしまうとほとんど特定化されるような状況があるのではないか、そのリスクも大きいのではないかという意見もあったところです。

その他、匿名化に関する意見ということで、1ページまためくっていただければと思います。

死亡・転出のレコード削除に関する意見、確認ということがあった点。

クのその他の意見になりますが、その他にも、いわゆる匿名化データの提供時期ということで、今回、結果的に3年前のデータが提供できるということに対して当然、特定化されるリスクはなるべく小さくしなければならないということが大原則にしなければならないのだけれども、調査の性質によってはある程度、柔軟に運用していただくと今回のように少し、最近のデータを出していただくことが評価できるのではないかという意見がありました。

前回の国民生活基礎調査と同じ話がありまして、いわゆるトップコーディングが行われた変数に関して、トップコーディング等が行われた変数の基本統計量については速やかに提供していただくことが望ましいという意見がございまして、これは実際に今回、トップコーディングを行うという話が一番関わってくるのは90時間以上の時間働いているというところをトップコーディングするという形になっています。ここに関する公表の仕方についても総務省に資料を提供していただくことになった次第です。

前月欄の情報という、先ほど紹介したことにも関わることですが、同一世帯のマッチングというもの、今回の情報は先ほど言いましたように、学会の方からは、いわゆるパネルデータとしての公表はできないかというような話、要望があったががあったところです。今回のデータで完全な意味でパネルデータというものがもともとできるという状況にはないのですけれども、むしろこの種のマッチングをしたデータをつくることができれば勿論、有用性という観点は非常に大きいのですが、先ほどの一部、前月欄の情報ということに関

してもクロスをするとかなり匿名化が破られるリスクが大きいという状況の中で、このマッチングを出すということによって匿名化が破られるリスクが非常に大きくなって、その上で匿名化をしてしまうとほぼ使えないデータになってしまうのではないかという危惧が示されました。マッチングをして完全に出すということに関しては、匿名化データの提供という事業の中でやるよりはかなり目的外申請の中で厳しい規制の中で行うのがやはり妥当ではないかということでした。

これに対しまして、実は、イギリスの労働力調査の公表の場合には、研究者がライセンスを取得することによってパネルデータの利用が可能になっているというので、パネルデータの可能性に関しても論点として議論の余地はあってもよいと考えるといった意見もあったところです。

最後に、4ページの④というところですが、集計用乗率というものに関する考え方ですが、実数値が推計人口に合っていた方が分析の際に使いやすいと考えられるので、匿名データに対して集計用の乗率を付与するという点に関して検討を行っていただきたいという意見がありまして、これらの意見につきましてはすべて第8回の匿名データ部会における論点追加という形で対処することといたしました。

第8回の匿名データ部会は7月4日に既に開催しておりまして、各委員、専門委員から頂戴した意見に基づいて論点メモを改正して、確定した上で審議を行った次第です。この報告につきましては、まだ議事概要など完全にとりまとめが終了しておりませんので、次回の統計委員会ですべていただければと考えている次第です。

更に、8月1日月曜日の第9回部会で答申案を審議する予定となっているところです。

以上、匿名データ部会の報告でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

どこまで秘匿を守れるかということで、産業、職業、地域、大変ですね。

○椿委員 今回はどちらかというと、産業情報を多目に出す分、年齢情報などが有用性の観点から難しくなっているかもしれませんが、どういうデータを今後も公表できるかということに関しては、別途いろいろな検討があつてよろしいのかなとは思っているところです。

○樋口委員長 よろしければ、今後も引き続き、匿名データ部会の委員の皆様には審議のほど、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

本日の議題は以上ですが、私の方から最近の統計調査の不正事案の報道に関しまして確

認したいことがございます。報告いたします。

今年の5月に岩手県の担当職員が労働力調査の調査票に自ら架空のデータを記入して総務省に提出するという事件がございました。事件発覚後、総務省は事案を重く受け止め、正しく調査された調査票のみで再集計するとともに、都道府県への指導を徹底することとしたと確認しております。

なお、この事件は極めて特異な事案ではございますが、統計に対する信頼を揺るがしかねないと考える面もございますので、統計委員会としましても、調査の適正な実施状況について引き続き注視していきたいと考えております。

では、その他議題としまして、政策統括官室から報告と事務局からのお知らせがございますので、お願いいたします。

まず、報告事項です。

統計法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会が軽微な事項と認める基幹統計調査の変更申請につきまして、総務大臣による承認手続が終了した段階で、参考資料を配付することにより委員会への報告としております。

今般、東日本大震災の発生に伴い、軽微な事項と認める範囲を整理するとともに、震災に関連した事案につきまして、委員会において概要を説明していただくよう、特にお願いしたところでございます。

今回、5月及び6月分の報告につきまして4件が該当しておりますので、総務省政策統括官室から説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 総務省政策統括官室の金子と申します。

それでは、私の方から5月及び6月に軽微な事項として承認いたしました基幹統計調査の変更事項のうち、東日本大震災に関連した事項の概要について御説明申し上げたいと思います。

お手元の参考4という資料を御覧いただければと思います。こちらに5月及び6月に承認した基幹統計調査として、農林水産省関係が1本及び厚生労働省関係が3本、合計4本の調査がございまして、いずれの調査におきましても、震災に関連した変更が行われております。

変更内容といたしましては、主として、調査対象地域から被災地域を除外し、それに伴い報告者数を削減するといったケースが多くなってございます。

更に個別に御説明申し上げたいと思いますが、まず、作物統計調査についてでございま

す。

この調査は、農業の経営体、あるいは農協などの団体を対象といたしまして、作物の収穫量等を調査するものでございます。本調査の変更内容につきましては、参考資料中では、震災関連事項が明記されてございませんが、震災に関連いたしまして報告者に関する変更が行われております。具体的には、被災地域に、報告者として選定されている団体、あるいは経営体が存在する場合には、当分の間、これらの団体等への調査を行わず、集計から除外し、今後、調査が可能になったものから随時、集計対象とするよう変更するといったものでございます。

次に、2番目の国民生活基礎調査についてでございます。

平成23年の調査につきましては、世帯及び世帯員を対象として、世帯票及び所得票という2種類の調査票によりまして、世帯の家族構成、世帯員の就労状況等、こうした国民の生活の基礎的事項を調査するというものでございますが、震災に関連いたしまして、調査対象地域及び報告者数に関する変更が行われております。

具体的には、調査対象地域から岩手県、宮城県及び福島県の全域を除外するとともに、これに伴いまして、当該3県の報告者が除外されることから、報告者数を削減するというものであります。

ちなみに、これによりまして削減される報告者数は、世帯数で申しますと、世帯票が約2,000世帯で当初予定していた客体数全体の約3%。所得票が1,000世帯で当初予定客体数全体の7%程度という状況になっております。

続きまして、参考4を1枚めくっていただき、3番目の医療施設調査についてでございます。

調査自体は動態調査と静態調査と2種類のものがございしますが、この変更は静態調査についてでございます。静態調査は3年ごとに病院、一般診療所及び歯科診療所を対象として、その整備の実態等を調査しているものでございます。この調査につきまして、震災に関連しまして、調査対象の範囲、報告者数、報告を求める事項及び報告を求める方法の4点について変更が行われております。

まず、調査対象の範囲及び報告者数に関するものとしたしましては、一般診療所及び歯科診療所につきまして、その調査対象地域から福島県を除外する。これに伴い福島県内の報告者数が除外されることから、報告者数を削減するというものであります。これにより削減される報告者数というのは、一般診療所が約1,500。歯科診療所が約1,000で、いずれも当初予定客体数全体の1%強程度となっております。

また、報告を求める事項、すなわち調査事項でございますが、これに関係するものとい
たしましては、宮城県の一部の地域、具体的には、石巻市や気仙沼市周辺の地域でござい
ますが、これらの地域内の医療機関及び福島県内の病院に対する調査事項について、病床
数、開設者等、必要最小限の事項に限定するという変更を行うというものであります。

更に、報告を求める方法、調査方法ということでございますが、これにつきましては、
本調査は基本的に従来、郵送自計方式という形で行われているものでございますが、福島
県内の病院につきましては、県が病院から電話で調査内容を聴取して調査票を作成する
という他計方式で実施するという変更をするというものでございます。

最後に4番目の患者調査についてでございます。

この調査は3年ごとに医療機関を対象としまして、その医療機関を利用する患者の傷病
の実態を調査するものでございます。この調査についても、震災に関連しまして、調査対
象地域及び報告者数に関する変更が行われております。具体的には、まず、調査対象地域
から宮城県の一部の地域、これは先ほど申し上げた医療施設調査と同様に、石巻市や気仙
沼市周辺地域ということでございますが、これらの地域及び福島県を除外するとともに、
この地域内の報告者が除外されることから、報告者数を削減するというものであります。
これによりまして削減される報告者数は、病院が約200ということで当初予定客数全体の
3%程度。一般診療所が約100ということで当初予定客数全体の1%程度。そのほか、若
干の歯科診療所となっております。

簡単ではございますが、御説明は以上であります。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございましたらお願い
いたします。

安部委員。

○安部委員 国民生活基礎調査で岩手、福島、宮城を除外ということでよろしかったでし
ょうか。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 そのとおりです。

○安部委員 世帯票と所得票が3%と7%と数に変更になったと聞いたんですが、それで
間違いないでしょうか。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 世帯単位で申し上げますと、御指摘
のとおり、世帯票が3%、所得票が約7%程度削減されるということでありまして。

○安部委員 その差というのは、大まかに結構ですけれども、何でそれだけの開きがあ
るのかというのは説明していただけますか。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それは、国民生活基礎調査において、所得票の調査対象世帯数が、世帯票の調査対象世帯数よりも少ないものとなっていること等によるものです。調査対象世帯数に差を付けているのは、所得票の調査事項が所得に関する実態ということで、世帯票に比べ記入についての抵抗感が強いこと等を勘案したものです。

○安部委員 関連していいですか。

○樋口委員長 どうぞ。

○安部委員 最初の説明に関してですけれども、それは要するに、世帯の数と人員の数が異なって、それでこの地域を外してこれだけ差が出てくるといえるのは、この地域は世帯あたりの人数がほかの地域よりも多いと、そういう理解で正しいのでしょうか。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 この地域に他地域にはない特別な状況があるため差が生じているということではございません。

繰り返しになりますが、基本的に世帯票と所得票では、そもそも調査対象世帯数に差があること等が影響しているということでもあります。

○安部委員 とりあえず、結構です。ありがとうございました。

○樋口委員長 ほかに。

ただいまの説明で調査の変更申請についてはこういう形で示されているわけですが、調査結果について今度、公表する段階において時系列比較というものをどうしていくのかというのは慎重に御議論いただきたいと思います。特に、特定の県が今回調査されていないといった場合に、例えば前回は47都道府県やっているのに今回は44都道府県ですといった場合に、いろいろなところで単純に比較ができないということが出てくるのではないかと思います。

これは4調査だけではなく、ほかのところでも変更申請はする必要がないものについても幾つかそういったものが出てくると思いますので、その点、例えば過去をさかのぼって44都道府県についてもデータを出していくとか、何らかの形をしないと、今回調査したものが、クロスセクションの分析はできても時系列の分析ができないということが起こってくる可能性がございますので、その点については検討を是非お願いしたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 この件につきましては、所管の厚生労働省では現在検討中と聞いております。したがって、現時点でこれを具体的にどうするかというような情報は持ち合わせておりません。

○樋口委員長 わかりました。

では、それも決定したらここで報告をいただくということになるのでしょうか。

○池川総務省政策統括官 こういう特別な取扱いをした場合に、結果表を出す際に必要なデータを出す。あるいは先般も頂戴しておりますけれども、そういう中で結果表を出すときにいろいろ配慮をして、必要な情報を出してということを各府省とも承知をしているわけでございますけれども、個々の統計調査にはそれぞれの特色がございますので、どういう形を出していくか適切なものは、正直なところ、政府としての一律な基準をつくるということは非常に難しゅうございます。ただ、どういう形で各府省の結果表を出していくかというのは連絡会議等々の場で、自分のところはこういうことをやりましたよということを紹介しながら情報共有しておりますので、自ずと御指摘のような形で、ある程度、共通理解的なものができることによって必要な情報が出されていくものと承知しております。

なお、今、軽微事項で申し上げましたようなものは、今後これから結果が出てくるということでございますので、ただいまの御指摘も踏まえながら各府省それぞれにおいて対応させていただくものと承知しております。

○樋口委員長 よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、震災に関連する案件につきまして、今後も引き続き変更等がございましたら説明のほど、お願いいたします。

次に、事務局からシンポジウムの紹介をお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 参考資料5を見ていただきたいのですが、既に御案内しましたように、参考資料の1ページの2にあります、7月21日の2時～5時にかけて「震災復興と統計－統計の果たすべき役割とは？」というシンポジウムを開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、関係者の方への周知につきまして御協力いただければ幸いです。

○樋口委員長 是非よろしく願いします。

ただ、どうも応募者が既に多くて、180人のところ300人以上来ているということで、これから新たな受付というのは難しいのではないかとということではありますが、非常に各省庁とも、特に皆さんの関心が強いと。更には研究者もたくさん応募してきているということでありまして、御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、最後に次回の日程につきましてお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、7月22日金曜日、13

時から本日と同様にこの会議室において開催いたします。

詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 以上で本日の統計委員会は終了いたします。

ありがとうございました。

引き続き、第27回基本計画部会をこの場ですぐ開催しますので、よろしくお願いいたします。